

改正後の地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく 法定協議会への移行について

1 背 景

- (1) これまで本協議会では、沿線地域住民、事業者、自治体などの関係者において栗生線の現状に対し共通認識を持ち、利用促進などの栗生線の活性化に向けた取組を行ってきた。

これらの取組については一定の成果はあったものの、目標としている年間輸送人員700万人台を確保できておらず、依然として栗生線の赤字が続いている状況にある。

- (2) 平成26年11月に地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の改正が施行されたことにより、現在の協議会は任意協議会となっている。
- (3) 現行の「神戸電鉄栗生線地域公共交通総合連携計画」の計画期間が平成28年度末をもって満了することから、平成29年度以降の栗生線及び沿線地域の活性化を図るための新たな計画を策定する必要性が生じている。

2 移行の目的

- (1) 年間650万人を超える利用者がある栗生線の沿線地域において、国、県、沿線自治体、公共交通事業者、住民、公共交通の利用者等の関係者がそれぞれの役割を果たしつつ、栗生線沿線地域の持続可能な公共交通網のあり方について協議を行う。
- (2) 平成29年度以降における栗生線及び沿線地域の活性化を図るための新たな計画として、改正法に基づく「神戸電鉄栗生線地域公共交通網形成計画」を策定する。

3 そ の 他

- (1) 協議会の下部組織として、「(仮)形成計画素案検討部会」及び「(仮)利用促進部会」を置く。

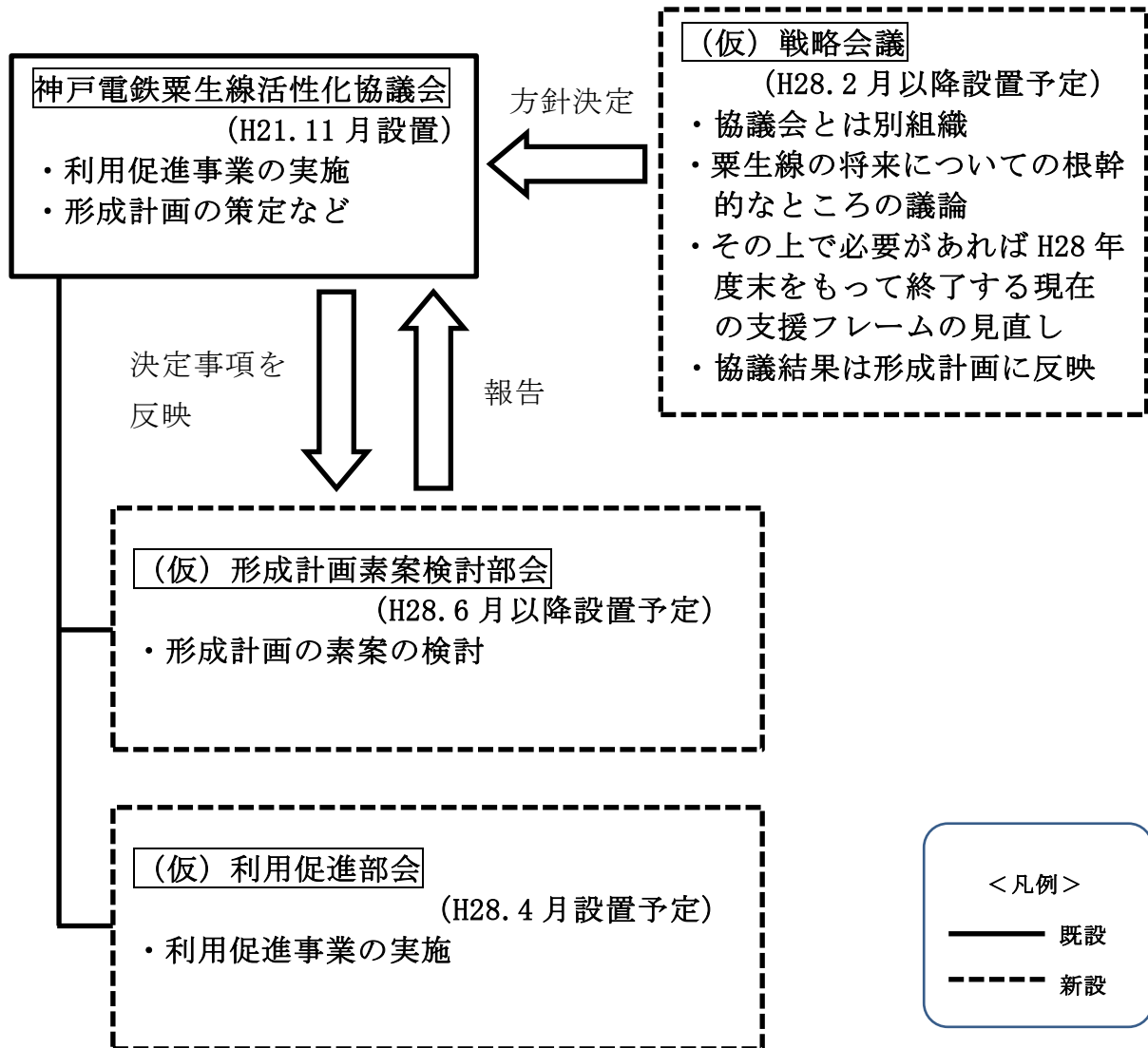
「(仮)形成計画素案検討部会」にあつては形成計画の素案を検討・作成し、「(仮)利用促進部会」にあつては栗生線の利用促進に取り組むものとする。

なお、形成計画の素案については、協議会に報告し、協議会の意見を聴くものとする。

- (2) 協議会とは別組織として、栗生線の将来についての根幹的な議論を行う首長クラスの協議の場（「(仮)戦略会議」）を設ける。

「(仮)戦略会議」での決定事項は、協議会を通じ、「(仮)形成計画素案検討部会」において形成計画の素案に反映する。

組織図（案）



次回（第27回）協議会においては、改正法に基づく法定協議会への移行に必要な次に掲げる議事事項を提案する予定です。

- 1 協議会規約の変更について
 - (1) 協議会の設置目的について
地域公共交通網形成計画の策定を追加
 - (2) 協議会の委員の追加について
バス事業者、道路管理者及び公安委員会を追加

スケジュール（案）

区 分	平成 27 年度					平成 28 年度			
	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	4～6 月	7～9 月	10～12 月	1～3 月
法定協議会への移行			協議会 法定協議会への移行を提案			協議会 法定協議会へ移行	協議会	協議会	協議会 形成計画の策定
協議会の部会の設置						(仮)利用促進部会(4月)			
(仮)戦略会議の開催				発足			(仮)形成計画素案検部会(6月)		
形成計画の策定に係る補助申請	国へ要望書を提出	国のヒアリング		要望に対する国からの回答		国へ交付申請(4月)			
						国からの交付決定(5月)			